

令和7年度

外国人観光客医療費補助について

沖縄県外国人観光客医療費問題対策協議会

(事務局：沖縄県保健医療介護部 医療政策課内)

1 事業目的

沖縄県を訪れる外国人観光客が安全・安心に旅行できるよう、急病や怪我等により緊急に県内医療機関において医療の提供を受ける必要が生じたものについて、県民、企業、関係団体等から寄せられた寄付金等を活用し、必要に応じて医療費を補助することを目的とする。

2 申請受付期間

令和7年3月6日(金)から3月27日(金)

※提出予定がある場合は提出前に事務局担当者あて、事前連絡をお願い致します。

※持参する場合は、月曜日から金曜日の16:00まで。郵送する場合は、上記締切日必着とする。

3 補助対象

(1) 対象となる医療機関

県内の救急医療機関

(2) 対象となる案件

ア 内容

(ア) 外国人観光客のうち、旅行中の急病、怪我、早期の出産等のため医療機関において救急医療の提供を受ける必要が生じた重篤救急患者に係る高額な医療費(1件当たり50万円以上の医療費で、以下「救急医療費」という。)

(イ) 補助の対象となる救急医療費は、原因が当該医療機関の責によらないもので、かつ相当な回収努力をしたにもかかわらず医療費発生から1年以上が経過した未収金とする(※1年以上の回収努力を要する)。

(ウ)次に掲げる者に係る救急医療費は、原則として対象から除くこととする。

①就労や留学等で国内に居住している者(国内に住民登録をしている者)。

②不法滞在の状態にある者(オーバースティ、難民申請者等含む)。

③外交又は公用の在留資格で入国した者並びにこれらの外国人に準ずるものとして法務省令で定める人(具体的には、台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方などを想定)。

④特別永住者。

⑤出入国管理及び難民認定法の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者。

⑥旅行病人及び行旅死亡人取扱法等の法令に基づく制度が適用され、医療費の弁済が行われる場合。

⑦旅行保険等が適用され、医療費の弁済が行われる場合。

⑧本人若しくは親族、雇用主等が分割払い等の手段により医療費の弁済を行っている場

合又は行うことを誓約している場合(誓約の日から1年を経過し、かつ最後に
弁済のあった日から1年を経過した未収金は除く)。

⑨沖縄県を旅行中に法令に違反した者もしくはその疑いがある者。

イ 期間

平成31年1月1日から令和6年12月31日の診療分

(3) 補助の額

1件あたりの医療費(総額の7割)が50万円以上に対して上限200万円の範囲で補助する。

4 申請手続き

(1) 様式

外国人観光客医療費補助交付申請書【第1号様式(第5条関係)】

また、申請書の添付資料として、

- ① 外国人観光客救急患者別所要額総括表(別紙様式)
- ② 未収金の存在を証明する書類
 - ア 未収金発生時の請求書の写し
 - イ これまでの未収金回収の取組についての説明資料(任意様式)
 - ウ 現時点での未収金額が確認できる書類(直近の請求書の写し等)

(2) 提出方法

申請書に必要事項を記入し資料等を添付した上で、下記事務局あてに持参もしくは郵送すること(1部提出)。

(3) 問い合わせ先

申請方法についてご不明な点等がある場合、下記事務局へお問合せ下さい。

<沖縄県外国人観光客医療費問題対策協議会 事務局>

沖縄県保健医療介護部医療政策課内 外国人医療担当

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 4階

電話番号:098-866-2111 FAX:098-866-2714

Email:aa090603@pref.okinawa.lg.jp